平成十九年九月四日

市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第一項の規定により

山口県告示第四百四十七号

岩国市

根)地区岩国周東(中曽

かんがい排水 事業の種類

平 成 同

九 意 井

V 月

日

年

山口県知事

関

成

市町名

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 ( 県民生活課 ) ......

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 ( 商政課 ) .........

道路の供用の開始 ( 道路整備課 ) ...... 道路の区域の変更 ( 道路整備課 ) ......

Щ

П

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)..... 平成十九年度後期実施技能検定試験の実施 (労働政策課)......

博物館に相当する施設の指定.....

土地改良事業施行の同意 (農村整備課)......

道路の区域

X

間

旧新別

(メー・敷地の

トル) 幅員

(メートル) 延 長

備

考

旧

最最 広狭

三一 五〇 六八

二九〇・〇

新

最最 広狭

七二 七七 八二

二八〇・〇

完了による。

道路の種類

線 名

四九〇号 一般国道 目

次

### 平成 19年

路の区域を変更する。 山口県告示第四百四十八号 その関係図面は、平成十九年九月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

次のとおり道

て一般の縦覧に供する。

平成十九年九月四日

山口県知事

= 井

関

成

## 

山口県告示第四百四十九号

六

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十九年九月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

平成十九年九月四日

山口県知事 = 井 関 成

四一 九般 〇国 号道	路線名
宇部市川添一丁目	供用
ノ木二七〇の一地	開始
地先まで	の
	間
日	供用開始の期日

П

報

# (四四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成十九年十月二十二日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及

平成十九年九月四日

山口県知事 \_ 井 関

成

申請のあった年月日

平成十九年八月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本人権・環境問題研究所

表 者 の 氏 名 称 山本 英治

主たる事務所の所在地 岩国市牛野谷町二丁目一八番二一号

(四四六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、 次の

Щ

平成二十年一月四日までの間、 課において公衆の縦覧に供します。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年九月四日から 山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興

平成十九年九月四日

\_ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 下関市長府才川一丁目六一六

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

山口県知事

ホームワイドプラス長府店

イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番一一号 所 代表者の氏タ

博史

兀 届出年月日

駐

駐

駐

平成十九年八月二十四日

五 変更年月日

平成二十年四月二十五日

(四四七) 平成十九年度後期実施技能検定試験の実施

条第一項の規定により、平成十九年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。 以下「法」という。)第四十四

平成十九年九月四日

山口県知事 = 井 関

成

技能検定の実施職種及び試験の方法

実施職種

特級の技能検定

機器組立て、半導体製品製造、 金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気 鋳造、金属熱処理、 機械加工、 自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調 放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板

一級及び二級の技能検定

建設機械整備、

婦人子供服製造及びプラスチック成形

次の表の上欄に掲げる職種で、 それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るも

の

 名 ———
職
種
試
験
科
目

変更に係る事項	变	更	前	変	更	後
車場の収容台数	五〇四台			二二七台		
輪場の収容台数	九〇台			五台		
車場の自動車の出入口の数	四箇所			三 箇 所		

\_

	平成1	9年 9	月4	日少	火曜日		Щ		П	,	県	報	ł	(定	選期)	j	第 18	85 号	
	か	建	水	石	強	和	婦	冷	農	油	空	: 自	半	電	機	機		I	ਣੇ
	わ		産		化 プ		人	凍 空	業	圧		1	導	気			ı		
		築	練 り	材	ラス		子	気調	機	装	圧装	販		機		械		場	
	5	大	製	施	チッ		供服	和機	械	置		<b>林约</b>		器組		検	プ	板	<
	ιζί	^	品製	שת	ク成		製	器施	整	調	組立	٠		₩ V		12	加	1/X	
	ਣੇ	エ	造	エ	形	裁	造	I	備	整		_		_		查	I	金	#
	かわらぶき	大工工事	かまぼこ製品製造	石積み工	ビニルエステル樹脂積層防食工ポキシ樹脂積層防食	和服製作	婦人子供既製服縫製婦人子供既製服パターンメーキング	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	集積回路組立て	シーケンス制御		機械検査	ロープ加工	数値制御タレットパンチプレス板金機械板金	ロータリー式さく井工事
	和			直機	ł.					金	電	機	ガ	カ	防		鉄	型	配
		· 京	!   ऱ		職	; 0	D	3		属	_	械	ラ	テ		ンク			
		気調			i		次の表	三級の技能検定		材	気	プラ	ス	ンウ	水	IJ	筋	枠	
		和機			i		の上	技能		料	製	ン		オ l	施	ト 圧	施	施	
		器施		<u>.</u>	種		欄に	検定		試		ト 製	施	ル 施		送 施			
	裁	I	. 7	_			拘 げ る		装	験	図	図	I	I	I	エ	I	I	管
≣	和服製作	冷凍空気調和機器施工	シークンプ制作	・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	試験科目		の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るも		鋼橋塗装	組織試験機械試験	配電盤・制御盤製図	機械製図CAD	ガラス工事	金属製カーテンウォール工事	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事塩化ピニル系シート防水工事合成ゴム系シート防水工事アスファルト防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管

図機	施ラてさ	筋機
械保全 半道	エスチッ アンチッ アンチック アンチック 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 た 大 た り た り	施械検査の電
導体製品製造	上 ガー カー カー テン 神 が カー デン 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神	ス施工金属な気機器組立て
和裁	オ水整工	材料試験
建築大工	- ル施工 機械 座練り製品製品製品製造備 冷凍空気調 自動販売機調	供服製造
かわらぶき	・プランク ション・プランク ション・プランク かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる	配管型
	トリエ圧製工業	三 枠 施 工
電気製	図ト強置圧化組送プ立	鉄
平成二十年二月十日	平成二十年二月三日	平成二十年一月二十七日
目)	田)	置

### 三級の技能検定

3

和裁 建築大工 電気製図	冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	機械検査・電気機器組立て・配管	職種
平成二十年二月十日	平成二十年二月三日	平成二十年一月二十七日	実施期日

## 単一等級の技能検定

4

電子回路接続 樹脂接着剤注入:	職
· 入施工	種
平成二十年二月十日	実施期日

## 山口県職業能力開発協会が指定する場所三 試験の場所

兀

受検資格

であること。

- 和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。) 第六十四条に規定する者、特級の技能検定にあっては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則 (昭
- であること。 一級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者
- 四 三級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。 二級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者
- 一 単一等級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定す

であること。

五 平成十九年十月一日 (月曜日) から同月十二日 (金曜日) まで (郵送の場合は、 受検申請書の受付期間

る者であること。

月十二日までの消印のあるものは、

有効とする。

+

受検申請書等の提出先 山口市中央四丁目三番六号 (郵便番号七五三-〇〇七四)

七

提出書類 山口県職業能力開発協会 受検申請書

八 受検手数料

書面 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する

ぞれこれらの表の下欄に掲げる額 実技試験にあっては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれ

学科試験にあっては、三千百円

1 特級の技能検定

建設機械整備「婦人子供服製造」プラスチック成形器組立て「半導体製品製造」自動販売機調整、空気圧装置組立て「油圧装置調整」といっき、仕上げ「機械検査」ダイカスト「機械保全」電子機器組立て「電気機鋳造」金属熱処理「機械加工」放電加工」金型製作「金属プレス加工」工場板金 職 種 手 万五千七百円 数 料

### 2 級及び二級の技能検定

施大空製工工気造調	カーテンフォーレ施工 がラス施工 金属対対試験 参接 かりらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施入かりらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 ハ左練り製品製造 建築大自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空白が大 工場板金 ロープ加工 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造さく井 工場板金 ロープ加工 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造
	機械検査の婦人子供服製造
1	和裁 機械・プラント製図 電気製図
1	職

三級の技能検定 (受検者が在校生である場合)

3

 万 五	冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管	電気機器組立てを凍
八千七百円		機械検査
七千七百円	製図の電気製図	和裁の機械・プラント製図
手	種	職

## 三級の技能検定 (受検者が在校生でない場合)

4

電気機器組立て(冷凍空気調和機器施工)建築大工・配管	機械検査	和裁 機械・プラント製図 電気製図	職
一万五千七百円	一万三千	一万千五百	手数
首用	千円	甘田田	料

### 5 単一 等級の技能検定

九

問題の公表

会において公表する。 実技試験の問題は、 平成十九年十一月二十六日 (月曜日) に山口県職業能力開発協 ただし、一部の職種については、公表しない。

- 合格者の発表等
- 口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 合格者の発表は、平成二十年三月十八日 (火曜日) とし、 合格者の受験番号を山
- 旨を知事に申し出ること。 点の開示を受けようとする受検者は、 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得 合格者の発表日以後、 受検票を提示してその

=

井

関

成

県

教

育

委

員

会

博物館に

定価一箇月

金二千七百円 (送料共)